

# Inspection for Duct & Freon

労働安全衛生法やフロン排出抑制法で  
定められた設備点検サービスをご紹介します。

## 局所排気装置自主検査

### ▶ 局所排気装置とは

蒸気・ガス・粉じん等の有害物質をフードから吸い込み、ダクトにより搬送させ送風機で屋外へ排出する一連の装置で、制御風速を保持するものをさします。

### ▶ 労働安全衛生法第45条で定められた義務

労働安全衛生法で有害な原材料・ガス・蒸気・粉じん等の発散する作業場には法規で適切な局所排気装置等を設置すること、またこの局所排気装置等、及び除じん装置の性能を確保するために「局所排気装置・プッシュプル換気装置 及び除じん装置の定期自主検査指針の解説」にもとづいた定期自主検査を行う事が義務づけられています。事業者は作業環境の保全、作業者の健康を維持するために必ず1年に1回、有資格者による定期自主検査を実施し、その結果を記録・保存しておかなければなりません。

資格を持った専任スタッフが  
点検を実施し、書類も作成致します。

局排設備自主検査は私たちにお任せください!



# フロン漏えい点検

## ▶ フロン排出抑制法とは

2009年3月、経済産業省発表の調査委によると業務用冷凍空調機では、年間、充填量比2～17%のフロンが漏えいにより大気へ排出されています。その中でも、近年問題となっているのが、代替フロンの使用時の漏えいです。2020年には、CO2換算で約4000万トンのHFCが冷凍空調機器から排出される恐れがあります。そのため2015年4月よりフロン排出抑制法により、フロンを使用しているすべての機器に点検が義務付けられました。

## ▶ 規制対象者



ユーザー「管理者」と呼ばれる、第一種特定製品の使用者様が対象

- フロン製造業者
- 充填回収業者
- フロン含有機器製造業者
- 破壊業者・再生業者

## ▶ 対象機器のユーザー（管理者様）がやるべきこと

### 01 適切な場所への設置等

機器の損傷などを防止する為、振動源がない場所への設置や点検整備が行えるよう空間の確保が必要。

### 02 漏えい時は迅速な場所の特定及び修理

フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは原則禁止。適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼。（60日以内）

### 03 点検等の履歴の保存

機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存。

### 04 フロン類算定漏えい量の算定・報告

第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量の算定、一定以上漏えいした場合は毎年度の国への報告。  
※報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。

### 05 機器廃棄時のフロン類回収の徹底

不要となったフロン類の回収依頼、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、フロン類回収・再生・破壊に必要な費用の負担。

### 06 機器の「簡易点検」（四半期に1回以上）、及び点検の記録・保管

本法では、全ての機器の所有者等の「管理者」に対して、使用する全ての業務用冷凍空調機器についての日常的に行う「簡易点検」を3ヶ月に1回以上行うよう定めています。また点検した記録の保管が求められています。

### 07 定期点検、及び点検の記録・保管（一定規模以上の機器が対象）

以下の通り一定規模（7.5kW）以上の機器については、専門業者などの十分な知見を有する者による「定期点検」が義務化されています。

| 機種      | 圧縮機電動機定額出力    | 点検頻度    |
|---------|---------------|---------|
| エアコン    | 7.5kW以上50kg未満 | 3年に1回以上 |
|         | 50kW以上        | 1年に1回以上 |
| 冷凍・冷蔵機器 | 7.5kW以上       | 1年に1回以上 |

### 08 漏えい量の報告（1,000co2-t/年以上の場合）

会社の拠点となる事業場がいくつかある場合、会社単位の計算となり、全ての事業場の漏えい量を合算して1,000co2-t/年以上となった場合、所轄官庁に対してその漏えい量を報告する必要があります。

フロン漏えい点検は、経験豊富な  
ミナミテクノにお任せ下さい。



株式会社 MTL

〒457-0844 愛知県名古屋市長区堤町2丁目45番地

TEL. 052-692-3565

URL <https://www.mtl.jp>

●代理店名

●連絡先